

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令 新旧対照条文表

○寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表 岩手県の項中「<u>宮古市宮町一</u>の三の二九—盛岡地方検察庁宮古支部—」 とあるのは、 「<u>宮古市五月町一</u>の二〇—岩手復興局宮古支所— <u>宮古市宮町一</u>の三の二九—盛岡地方検察庁宮古支部—」 とする。</p>	<p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表 岩手県の項中「<u>宮古市宮町一</u>の三の二九—盛岡地方検察庁宮古支部—」 とあるのは、 「<u>宮古市五月町一</u>の二〇—岩手復興局宮古支所— <u>宮古市宮町一</u>の三の二九—盛岡地方検察庁宮古支部—」 と、 「<u>釜石市新町六</u>の五〇—岩手復興局釜石支所— <u>釜石市小佐野町三</u>の八の二四—釜石税務署—」 とする。</p>